

## 論 説

# チャールズ・テイラーにおける行動と行為 ——1964年の『行動の説明』を中心に——

梅 川 佳 子

### 目次

はじめに

第1節 テイラーにおける行動と行為

第2節 主体の概念

(1) 行為と目的

(2) 行為と目指すこと

(3) 行為の説明

第3節 日常的説明と主体論

おわりに

### はじめに

チャールズ・テイラー Charles Taylor の政治哲学の特徴のひとつは、政治における「共通善」の役割を重視する点にあるとされてきた<sup>1)</sup>。しかし、

---

1) 1980年代から90年代にかけて、テイラーを、共通善を重視する「コミュニタリアン」の政治理論家とする研究の中には次のようなものがある。Will Kymlicka, *Liberalism, Community, and Culture*, Oxford University Press, 1989; Shlomo Avineri and Avner de-Shalit (eds.), *Communitarianism and Individualism*, Oxford University Press, 1992; Daniel Bell, *Communitarianism and its Critics*, Oxford University Press, 1993; Stephen Mulhall & Adam Swift, *Liberals & Communitarians*, 2nd edition, Blackwell Publishing, 1996; 谷澤正嗣 / 飯島昇蔵訳『リベラル・コミュニタリアン論争』勁草書房、2007年; Henry Tam, *Communitarianism: A New Agenda for Politics and Citizenship*, Macmillan Press LTD, 1998. これらの著作は、基本的に、ジョン・ロールズをリベラルとし、マイケル・サンデルやテイラー、アラスデア・マッキンタイア Alasdair MacIntyre やマイケル・ウォルツァー Michael Walzer をコミュニタリアンとして整理している。これらの著作においては、サンデルやテイラーらのコミュニタリアニズムと、アミタイ・エッツィオーニらの「政治運動」としてのコミュニタリアニズムは区別して論じられている。たとえばエイドリアン・リトルは、エッツィオーニの思想を「政治的コミュニタリアニズム」と呼び、それが一

そうであるがゆえに、例えばウィル・キムリッカ Will Kymlicka やデレック・L・フィリップス Derek L. Phillips は、テイラーの議論において、個人の自由が軽視される傾向を批判してきた。

キムリッカによれば、テイラーやマイケル・サンデル Michael J. Sandel は、「共通善」(the common good) の政治の基礎として働き、あらゆる社会集団にとって正統であるような「共通の目的」が存在すると理解し、その共通の目的を「歴史的習慣のなかに見いだすことができる」と考えている。しかし、テイラーらは、歴史的習慣が「一部の社会集団——有産白人男性」によって定義されてきたことに言及していないのであり、この種の共通の目的を促進しようとするならば、「周辺化された集団を排除することになる」とキムリッカは批判する<sup>2)</sup>。

デレック・L・フィリップスも次のように書いている。

マッキンタイア、サンデル、そしてテイラーは、皆、次のように主張する。われわれは、われわれのアイデンティティを、コミュニティから引き出しており、コミュニティそれ自身が、正当な義務を生じさせる・・・ここにおいて、コミュニタリアンの思想の危険性は、明白である。それは、個人的自律性を完全に破壊し、社会における自己の立場によって課された役割へと、自己を溶解させてしまう<sup>3)</sup>。

---

種の「政治運動」であり、「現代の社会改革に対して後ろ向きな見方をしており、…伝統的なコミュニティの郷愁と結びついている」としている (Adrian Little, *The Politics of Community: Theory & Practice*, Edinburgh University Press, 2002, pp.55, 59 ; 福士正博訳『コミュニティの政治学』日本経済評論社、2010年、81、87頁)。テイラーをコミュニタリアンとして理解する日本の研究には、以下のようなものがある。中野剛充『テイラーのコミュニタリアニズム』勁草書房、2007年；菊池理夫「テイラー——全体論的個人主義者」『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社、2004年；井上達夫『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社、1999年；齋藤純一「自由主義」白鳥令/佐藤正志編『現代の政治思想』東海大学出版会、1993年、174-196頁；藤原保信『自由主義の再検討』第9巻、新評論、2005年。

- 2) Will Kymlicka, *Liberalism, Community, and Culture*, Oxford, Oxford University Press, 1989, p.86; Will Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, Oxford, Oxford University Press, Second edition 2002, p.259; 千葉眞他訳『新版・現代政治理論』日本経済評論社、2010年、377頁。
- 3) Derek L. Phillips, *Looking Backward: A Critical Appraisal of Communitarian Thought*, Princeton, Princeton University Press, 1993, pp.182-184.

このようにフィリップスは、テイラーの「コミュニティ」の同質性が「個人的自律性」を破壊する危険性をもつと言う<sup>4)</sup>。しかし筆者の理解では、テイラーは、その青年期において、具体的には、これから述べる『行動の説明』*The Explanation of Behaviour* (1964)<sup>5)</sup>において、個人の自律と主体性について、熱心に擁護している。この点は、フィリップスらのテイラー理解について、懐疑的にならざるをえない根拠のひとつを示す。

## 本章の構成と主張

本稿の目的は、テイラーの個人主義的な理論の基礎を示すことである。本稿は、テイラーのオックスフォード時代の研究成果である彼の博士論文を基礎にした最初の単著『行動の説明』<sup>6)</sup>を主な素材としている。

『行動の説明』は、当時の科学的行動主義心理学に対する批判である。テイラーは、人間の行動を機械論的に、あるいは刺激・反応の過程として説明することに反対し、行動は主体の行うものと言い、行為主体の意図な

---

4) テイラーに対するこのような理解は、中野剛充も同様である。中野によれば、テイラーの「コミュニタリアニズムが強く依拠する思想家たち」は「近代保守主義の祖」でもあり、その「最も危険な『民族=国家』的な保守主義の祖」を含んでいる（中野剛充『テイラーのコミュニタリアニズム』勁草書房、2007年、141-143頁）。ここで中野が問題にしようとしたことは、「民族=国家」によって、その内部の個人の自由を抑圧する可能性をテイラーが十分に認識していないということである。また、盛山和夫も、テイラーが、個人の自由や権利を軽視していると批判する。盛山によれば、「テイラーは、たとえ個人の権利がある程度制限されることになって、それよりも優先されるべき集団としての文化というものが存在すると主張」する（盛山和夫『リベラリズムとは何か』勁草書房、2006年、273頁。）。

5) Charles Taylor, *The Explanation of Behaviour*, Routledge and Kegan Paul, 1964. (以下、EBと略記する。)

6) 最初の単著『行動の説明』についての言及は、欧米の研究でもきわめて少ない。ニコラス・スミスおよびルース・アビーによるわずかな言及（Nicholas H. Smith, *Charles Taylor*, Polity Press, 2002, p.50; Ruth Abbey, *Charles Taylor*, Acumen, 2000, pp.62-66.）および、以下のような簡単な紹介がある。フィリップ・ベスニック Phillip Pesnickによれば、テイラーは、近代哲学の2つの潮流、すなわち英語圏の分析哲学とヨーロッパの大陸の哲学を架橋する人物であり、前者に対しては、『行動の説明』や『哲学論集』（1985）を通じて貢献してきた（Phillip Pesnick, *Twenty-First Century Democracy*, McGill-Queen's University Press, 1997, p.131.）。また、マーク・ビーバー Mark Bevirによれば、「テイラーの博士論文は、行動論者の形式的で実証主義的なアプローチに対抗して、人間の行動についての生き生きとした分析を擁護する観念論者の関心を修正した」（Mark Bevir and R.A.W.Rhodes, *The State as Cultural Practice*, Oxford University Press, 2012, p.17.）。日本では、この『行動の説明』を詳細に扱った研究は、管見の限り存在しない。

どの自主的な判断を強調する。本稿では、テイラーの提案する行動論を検討する。行動主義心理学に対するテイラーの批判については、別稿で述べる予定である。

テイラーの提案する行動論には、筆者の理解では、3点の内容がある。第1に、テイラーは行動と行為の概念的違いを導入する。人間を含む生命体の行動は、その主体によって統括される行動であると理解される。このとき「意図」などの用語が使われる。これは行動を構成する性質であって、行動から独立した精神などではない。意図の強い行動が行為として抽出される。

第2に、行為は行動よりも狭い概念であるが、行為の場合の方が行動の主体性は強くなる。この主体は、世論調査を行って出てくるような集団的特徴ではなく、個体としての主体性をもつものである。テイラーは、この主体概念によって、結果的に、個人の自律性を表現している。第3に、行為に対する主体性、あるいは主体の行為が示す目的的性格は、どのようにして確認できるのか。この点において、テイラーが日常的説明を持ち出していることについて考える。

以上の点について、第1節より順に述べる。

## 第1節 テイラーにおける行動と行為

本節では、テイラーの提案する行動論を検討する。彼の行動論は錯綜していてわかりにくいのが、これを3点に整理してみる。第1は、行動と行為の概念的違いと、行動の内容であり、第2は、行為のさらなる分類について説明する。第3は、行動と行為の目的性の根拠としての日常的説明とは何か、この点について述べる。

テイラーの「行動」(behaviour)論は次の5点によって構成されると思われる。第1に、生命体と非生命体的自然は異なり、第2に、生命には主体性があること。第3に、主体の行動は環境によって条件づけられており、第4に、行動には連続性があり、第5に、行動には全体性があることである。この順に述べる。

第1に、テイラーの言う生命体の特殊性についてである。テイラーによれば、人間または動物の行動は、あるいは生きている有機体一般の行動は、

「根本的に、自然科学で究明されている自然の過程とは違う」。その違いは、人間と動物の行動が「目的性 (purposiveness) を示している」<sup>7)</sup> ことにある。

この目的性は、自然の他のところには発見できない。あるいは、自然的過程が持っていないところの固有の「意味」(meaning) を持っているといわれる。あるいは、生きている有機体の行動は、秩序をもっており、これは、自然の過程における「盲目の偶然」によっては説明できないといわれる<sup>8)</sup>。

このように考えるテイラーは、当時の行動主義心理学の理論を批判せざるをえない。テイラーは、行動主義心理学では「生命のある有機体と他の自然過程のあいだには、原理的相違はない」<sup>9)</sup> と言う。「両者は、同じ方法で、すなわち物理的出来事に関する法則で説明される」<sup>10)</sup> として批判している。

第2に、生命の主体性についてである。テイラーは「人の、あるいは動物の行動が『目的的』(purposive) である」<sup>11)</sup> というのだが、これの意味するところについて、次のように述べている。

この見解における中心的なところは、・・・〔行動の〕秩序は、何らかの方法で、「自ら作り出したもの」(its own production) の一要素である。これこそ「盲目の偶然」を拒否する力だ。〔行動の〕秩序は偶然にできたものではない<sup>12)</sup>。

行動主義心理学においては、行動は、環境からの刺激などの先行条件に依存するとされる。しかし、テイラーは、「生命体において〔行動の〕秩序を生み出している出来事は、無関係の偶然の諸先行条件によって説明されるのではなく、生命体が『作り出す』(produce) ところの、まさに、その秩序として説明される」<sup>13)</sup> とも述べている。行動主義心理学が、行動は、

---

7) *EB*, p.3.

8) *EB*, p.3.

9) *EB*, p.3.

10) *EB*, p.3.

11) *EB*, p.5.

12) *EB*, p.5.

13) *EB*, p.5.

環境からの刺激に反応することであるとしていることと比較すると、テイラーは生命体の主体的で創造的な「作り出す」力を前提にしている。

第3に、主体的な行動が環境に制約されている点である。テイラーによれば、システムの行動が「目的」(purpose)の用語で説明されなければならないということは、一部では、この形態をもった法則を主張することである。あるいは、そのシステムの持っている法則を主張することである。しかし「これらの法則は、目的論であるからといって、行動を、何か観察不可能な実体の働きにってしまうわけではない」<sup>14)</sup>。

行動は、システムの状態(生命をもった有機体の場合)とその環境の「相関関係」(a function)である。しかし行動が依存するところの、このシステムと環境の特徴は、目標が実現される場合に、両者の条件が必要とするものであろう。こうして、たとえば、われわれが言うことのできることは、与えられた行為の諸条件、たとえば一匹の捕食動物が獲物に忍び寄るための諸条件は、第1に、その動物が空腹であることであり、第2に、これが必要とされた行為であること、すなわち、その行為が、その動物の次の食物を獲得するという、結果を達成するだろう行為であることだ<sup>15)</sup>。

テイラーにとって、行動は主体的なものであるが、それでも、行動は「システムSの状態と環境Eが」「目標Gのために出来事Bが必要とされている」<sup>16)</sup>という条件によって制約されていると考えられている。たとえば、「システムS」が捕食動物のライオンであるとすると、このライオンの行動はライオン自身が決めるとしても、その行動はライオンの「状態」によっても制約されるだろう。空腹であるかどうか、運動能力があるかどうかなどによって制約されるだろう。さらに獲物が実際に存在するというような「環境E」が必要となる。このとき「システムS」としてのライオンが獲物に向かって走るという「出来事B」が行われるかもしれない。このような諸関係の全体を「目標G」のための行動というのであり、こうして「シ

---

14) EB, p.9.

15) EB, p.9.

16) EB, p.9.

システムの目的」(the system's purpose)<sup>17)</sup>が定義される。

第4に、行動の連続性についてである。テイラーは、前述のような出来事が起きるときは「その出来事の諸結果を理由として」目的が明らかにされると言う。あるいは「もっと伝統的な言い方をするなら、それらは、それらに続く状態のためにおきる」<sup>18)</sup>。行動主義心理学が行動を刺激と反応の循環として捉えていたのに対して、テイラーの行動論は、総合性を重視している。主体の自主性ととも、環境の条件を含み、さらにここでは、行動の連続的な総合性もまた存在することを指摘している。

テイラーは、「システムと環境の状態が、もしある結果が必要ときある出来事を必要とするものであるという事実は、完全に観察可能である」<sup>19)</sup>とする。だから「反証可能性」もあると述べている。たしかに前のライオンの例は観察可能であろうし、反証も可能だろう。「ある与えられたシステムにおける『目的性』の要素、[換言すれば]、ある目標への内的な傾向は、目標のために起きる出来事によって」<sup>20)</sup>知ることができるとされる。この点を筆者の方で敷衍すれば、まさに目標は出来事に「身体化/表現」(embodied)されているのである。

第5に、行動の全体性についてである。テイラーは、システムが「その特性によって、自然に、ある結果や目標に向かう傾向がある」と述べる。

[目標に向かう傾向]は、独立した特徴ではなく、「システムの全体」(the whole system)が持っている特性 (property) である<sup>21)</sup>。

このように、目的論的な性質は、システム、前の例でいえばライオンという生命体の全体が持っている特徴である。もちろん前に述べた諸条件などに制約されながらの主体性の発揮である。だからテイラーは、目的論は、「アトミズムに要請される証拠のタイプに還元するという要請にこたえることができない」と述べる。「目的論的説明は、しばしばいわれるように、一種の「ホーリズム (全体論)」(holism) に結合しており、この全体論は、

---

17) *EB*, p.9.

18) *EB*, p.5.

19) *EB*, p.10.

20) *EB*, p.10.

21) *EB*, p.10.

反アトミズムである」<sup>22)</sup>。

これまで、「行動」(behaviour)が、「出来事」と「目標」をも含む総合的概念であるということを確認してきた。さらにテイラーは、行動の中でも目的的な性格をより強くもっているものを「行為」(action)と呼んでいる。ここでは、この行為について述べる。テイラーの言う行為は、主体の「意図」や「目的」を伴うだけでなく、「結果」をも含むものであるとされる。この点について以下のように述べられている。

意図による、または目的による説明は、結果と非偶然的に結合している「前提」による説明である。なぜなら、行為が、意図からその他の同じレベルのものまでを、フォローするという事実は、偶然の事実ではない。私たちは、この事実を、より基本的な法則で説明することはできない<sup>23)</sup>。

行為が「意図からその他の同じレベルのものまでを、フォローする」というのは、言い換えれば、意図から結果までの全体が行為であるということである。ただし、「結果」は、「目的」が達成された場合だけでなく、目的の達成に成功しない場合も含む。さらにテイラーは、行為が結果をも含むものであるという事実を「より基本的な法則で説明することはできない」とする。つまり、行動主義心理学におけるように、行為を、意図や選好条件や結果といったバラバラの要素へと還元して、これを変数とする「基本的な法則」で説明することはできない。アトミズムとは異なり、目的論は、システムが、その特性によって、自然に、ある結果や目標に向かう傾向があるということは、前にも述べたように、「システムの全体」が持っている「特性」<sup>24)</sup>である。

ニコラス・スミスによれば、当時の行動主義心理学は、今では「衰退」し、現代においては、もはや「死んでいる」<sup>25)</sup>。とはいえ、今日においても一部では「人の行動を支配する法則は機械論的でなければならない」という信念

---

22) *EB*, p.12.

23) *EB*, p.43.

24) *EB*, p.10.

25) Nicholas H. Smith, *op.cit.*, pp.43, 50.



は生きている」ので、「テイラーの主張を繰り返す価値はある」と言われている<sup>26)</sup>。

## 第2節 主体の概念

### (1) 行為と目的

では、テイラーは、われわれの行動が目的的存在であるということ、どのようにして説明するのか。彼によれば、「目的的存在」ということは、「彼の行為が目的という用語で説明できる」ということである。彼は、「行為」(action)と「望み」(desire)という用語が、われわれの行動は目的的存在であるという仮説を含んでいる、と考える<sup>27)</sup>。そこで、ここでは、「行為」と「望み」について、およびそれに関係する諸概念を考察する。テイラーは以下のように述べている。

われわれの日常概念 (everyday notion) では、行為は、目標 (goal) と目的 (end) を「目指すもの」(direction) と思われている。つまりわれわれの日常行為 (ordinary action) の概念は、その形態のみならず、「主体」(agent) の目標と結果 (goal-result) でもって行動 (behaviour) を記述する<sup>28)</sup>。

このように、行為は、「目標」と「目的」を目指したものであるとされている。ただし、これは、テイラーが自らの主張として述べていることではなく、一般の人々がもっている「日常概念」についてテイラーが記述したものである。この「日常概念」や「日常行為」は、目的論の論拠とされるものであり、この点についてはのちに述べる。ここでは、とくに目標について論じる。

日常概念においては、行為は目標と目的をめざしたものであると思われる。すなわち、一般の人々の間で、行動とは「目標」を伴うものであるという考え方が浸透しているとされている。さらに、ここでは「主体」という言

---

26) *Ibid.*

27) *EB*, p.100.

28) *EB*, p.27.

葉が登場している<sup>29)</sup>。日常概念においては、「主体」の行為は目標をもつものであると考えられている。この「行為」は、その結果だけでなく目標によって分類される<sup>30)</sup>。

ある行為によって、ある種の「目的一条件」(end-condition) 関係または変化が目指されているとき、われわれは、通常、目標について論じる、とテイラーは述べる。たとえば、「塀を飛び越える」というような行為から「権力をつかむ」という行為まで、その目標によって分類される。

しかし「目的一条件」関係がない場合でも、「目指された」(directed) と呼びうる、多くの他の行為がある。たとえば「塀の反対側にいる」とか「権力を持っている」という場合である。さらに、たとえば、ダンスをしているとか、歩いているとか、走っているという場合である。このように、われわれは、しばしば、行動について、目指された内容にそって分類したがる、とテイラーは述べる。しかし、この場合に目指されているものは、何らかの「目的一条件」ではなく、請求されたタイプの行為を「行う」(emitting) ことである<sup>31)</sup>。

このように考えると、「目的」は、行為から分離された結果ではなく、「行為がもっているある種の形態」であるということになる。たとえば「ダンスをする」という目的は、「ダンスをしている」という行為から切り離されたものではなく、「ダンスをする」という行為自体に包含されている。このような「目指された」行為も含めて、目標を持つということになる。こうしてわれわれの「日常行為」(ordinary action) の概念は、行動を、広い意味で「目的一条件」的であると理解する、とテイラーは述べる<sup>32)</sup>。

では、テイラーは、「目指された」行動と、「目指された」とはいえない他の有機体的な動きとの間の区別については、どのように考えているのか。テイラーは、その区別は、基本的にははっきりするものではないと述べる。しかしはっきりする場合もある。たとえば、「まばたき」は明らかに「目

29) 「主体」に関しては、テイラーは継続的に議論を続けており、agency や person の概念について論じている。例えば、『哲学論集』*Philosophical Papers 1: Human Agency and Language* (1999年)においては、「人間主体とは何か」(What is human agency?) と題した論文や、「人という概念」(The concept of a person) というタイトルの論文が収められている。

30) *EB*, p.27.

31) *EB*, p.27.

32) *EB*, p.28.

指されていない」行動であるとされる。しかし「大統領に立候補すること」は目指された行動である。両極の間には、多くの「中間領域」がある。一方の極には「まばたき、ふるえ、くしゃみ」などがあり、中間には「あくび、わらい、そわそわする、いたずら書きをする」などがあり、他方の極に近くなると「歩く、書く、話す」などがある。このような行動の多くが「行為」と呼ばれる<sup>33)</sup>。そこでテイラーは「行為」を次のように2つに分類している。

「強い意味」(in the strong sense)での「行為」(action)とは、〔第1に〕その行為が、ある結果を引き起こしたり基準にあったりするものだが、〔それだけでなく第2に〕「主体」(agent)の意図や目的がこの結果や基準を達成しようとするものであることである<sup>34)</sup>。

このように「強い意味」での「行為」とは、第1に、結果を引き起こすことに成功し、第2に、そのための意図を持っている場合である。テイラー自身は「強い意味」の対となる「弱い意味」について言及しているわけではないが、「強い意味」での行為とは区別される「弱い意味」での行為があるとすれば、それは、第2条件である意図があっても、第1条件である結果を出すことに失敗したときだろう。

上に述べられている行為の第2の基準は、「主体の意図や目的がこの結果や基準を達成しようとするものであること」、つまり目的の達成に成功せず失敗したとしても、その意味で行為は完結しなかったとしても、目的を持っていれば「行為」となりうると考えられている。

以上のことを換言すれば、「主体」は、第1に適切な行動をするばかりでなく、第2にそれを行う「意図」(intention)や目的を持っていなければならない。このとき「企図」(attempt)とか「達成」(achievement)という用語の意味が確定される。これは「強い意味」での「行為」についていわれる。もし行為Xが第1の基準を満たさないとき、つまり結果が伴わなかったとしても、なお「Xの『企図』があった」とき、これは第2基準をみたしているから、行為である。こうして、「目標」・「企図」・「達成」

33) *EB*, pp.28-29, 43.

34) *EB*, p.29.

は相互に「関連」している<sup>35)</sup>。われわれが通常「行為」(action)とよぶものは、ほとんど、これらの基準を満たしているとされている<sup>36)</sup>。

## (2) 行為と目指すこと

しかしなぜ、われわれは、第2の基準を問題にするのか、とテイラーは問う。つまり「意図」(intention)とか「目的」(purpose)が、行動が「目指されている」(directed)というために必要なのはなぜか。行動の「目指し」(direction)を問題にするのはなぜか。その理由は、第2基準を適用するかどうかは、われわれが行動を説明する方法に関係しているからである。この行動という概念を使って、「行動」を「非行為」ではなく「行為」として分類する際に、われわれは、それが第1基準を満たすと言ひ、さらにそれが第2基準を満たすと言うからである<sup>37)</sup>。

説明のために図(1)を筆者の方で描いてみたが、この図にあるように、ある行動が「行為」(action)であるためには、人の行動がそれに関する意図や目的を示しているだけでなく、彼が「実際にそれを意図していなければならぬ」。

次に、行動が意図を伴うだけでなく結果をもたらすとき、これが「強い意味での行為」とされる。さらに結果を伴わなくとも、意図を持っている行動は、「弱い意味での行為」とされる。このように意図が問題にされるのは、行為が意図に関係なく、「他の理由で起きていることも考えうる」からである。このとき、われわれは、この行動を行為とは言わない<sup>38)</sup>。つまりテイラーの見解によれば、行為から意図を推測できるということだけでなく、真に本人に意図があるとき、行為となる。

---

35) *EB*, p.29.

36) *EB*, p.29.

37) *EB*, pp.32-33.

38) *EB*, p.33.

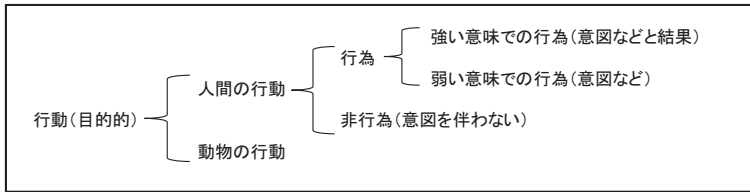


図1 テイラーの行動と行為の概念

図1に示したように、「行為」(action)としての行動と、「非行為」(non-action)としての行動の違いは、それに対応する意図や目的があるかどうかによるだけではない。その意図や目的が「行為をもたらしたかどうか」にある<sup>39)</sup>。つまり、行動主義の方法のように、行為としての行動が起こった後で先行条件を特定する場合に見られるような、見かけ上の意図が問題であるのではなく、実際に行為をもたらした目的を探るべきだとテイラーは考えていると思われる。

ある行動を「行為」と呼ぶことは、その「行動」をある法則に「包摂」することではないが、対立する説明を「排除」(rule out)することを含むという。つまり、その意図が行為をもたらしたと主張するとき、その主張と対立する説明を排除することになる<sup>40)</sup>。すなわち、テイラーによれば、日常言語での行為と非行為の違いは、機械論的な法則による説明とは両立しない。

こうして、テイラーは、「行為」を「行動」よりも狭い概念として使用している<sup>41)</sup>。この「行為」の概念は、「責任」(responsibility)の概念と結合する。われわれが「行為」というとき、われわれは、その人の望みや、意図や、目的で、行為を説明する。だから、彼に「責任」を帰する。もちろんグラデーションはある<sup>42)</sup>。この点についてテイラーは以下のように述べる。

こうして、われわれが行為を説明する諸法則は、以下のようなべきだ。その先行条件は、その「主体」(agent)が、ある意図や目的を持つ

39) *EB*, p.33.

40) *EB*, p.34.

41) *EB*, p.35.

42) *EB*, p.35.

ているという条件である。このとき、彼の行動の規則性は、彼の意図や目的の規則性によるものである<sup>43)</sup>。

つまりテイラーは、主体が「行為」を行うとき、これは、何らかの物理的先行条件の結果ではなく、行為主体の行為であり、その主体に責任が帰属するものであると言う。たとえ、もし行為に何らかの規則性が発見できるなら、それは主体の意図がそのような目的をもっているからである<sup>44)</sup>。

### (3) 行為の説明

テイラーによれば、われわれが「日常的説明」(ordinary account)で行為を説明するとき、通常、その行為は意図や目標を含んでいると考える。だから目的論的な説明である。われわれの「日常的説明」(common speech)は、強い意味で、目的論的であるとされる<sup>45)</sup>。

目的論的説明は「行為」概念のみによって行われるわけではない<sup>46)</sup>。「望み」(desire)とか「欲する」(wanting)とかいうような「日常言説」(common speech)の概念によっても行われる。「望み」の意味することは、望まれたことをもたらす「傾向」(disposition)である。つまり、誰かが何かを「欲している」(wants)と言うとき、これは、「それをする傾向がある」(is disposed to do it)と言うことである。さらに「望み」は、「恐れ、ねたみ、欲望、誇り、怒り、恥、罪」と深く結合している。このような「望み」は、「動機」にもなる<sup>47)</sup>。

つまり、テイラーが述べようとしていることは、行為が、あらかじめ目的を明確に内在させていなくても、漠然と、なんらかの結果の期待を含んでいることもあるということである。あるいは結果を恐れたがゆえに行う行為もある。これも含めてテイラーは目的論的としており、広義の目的論について述べている。

---

43) *EB*, p.36.

44) *EB*, p.36.

45) *EB*, p.37.

46) *EB*, pp.37-38.

47) *EB*, p.38.

### 第3節 日常的説明と主体論

テイラーは、われわれの行為についての「日常的説明」(ordinary account)は、「目的論的な形態」(teleological in form)をとっていると、述べてきた。では「日常的概念」や「日常言語」という言葉によって、テイラーは何を意味したのか。われわれの「日常的説明」(ordinary explanation)は、われわれの行為の特殊な説明を提供するわけではない<sup>48)</sup>。では、「日常的説明」とは何か。テイラーは以下のように説明している。

人々が、行為の何らかの科学的な理論について、これが常識に反すると論じるとき、彼らは、「社会で通常ひろく持たれている見解」(a view commonly held in their society)について語っている。しかし、これは、「他の社会」(other societies)で広く持たれている見解とは違って来る。だから、もしわれわれが「常識的見解」について語ろうと思うなら、いくつかの諸見解について語る必要がある<sup>49)</sup>。

このようにテイラーは、「日常的説明」とは、「社会で通常ひろく持たれている見解」であると考えている。しかもこれは「他の社会」で広く持たれている見解とは違って来ることもあるとされる。本書では「多文化主義」という言葉は一度も用いられているわけではない。しかし、この日常的説明が「社会」によって異なると考え、さらに「いくつかの諸見解について語る必要がある」とする点、つまり様々な日常的説明の間に優劣をつけない点にも、テイラーの多文化的意識の根源が示されている。ただしテイラーは、社会によって異なる「諸見解」の間に共通の基盤があるとしている。この「諸見解」は、理論的でなくとも、「一般に、ある種の特徴を持っており、それは、目的論的な種類の諸理論に類似している」のである<sup>50)</sup>。

では、テイラーの目的論的説明にとって、「日常的説明」、すなわち「社会で通常ひろく持たれている見解」は、彼の理論の中で、どのような位置をもっているのだろうか。たとえば誰かが「日常的説明」に対する疑問や

---

48) *EB*, p.39.

49) *EB*, p.39.

50) *EB*, p.39.

批判を提起したとき、どのような判断を下すのか。この点について以下のよう述べる。

「常識的諸見解」(commonsense views)は、「立ち止まるべきポイント」(stopping points)を、しばしば、含んでいることがある。このポイントを超えた疑問は不適切であるか知的ではない、そういうポイントである<sup>51)</sup>。

ここからテイラーが、社会の「常識」に強い意味を与えていたことがわかる。常識や日常的説明などは、立証も反証もできないものである。しかし、だから乱暴な議論である、とは筆者は思わない。例えば、ジョン・ロールズの正義論も、この常識を「立ち止まるべきポイント」としているように思われる。ロールズにおける、無知のヴェールをかぶった市民による2原則の約束も、常識を基礎としており、それ以上の立証を必要としていない。テイラーは社会契約論者ではないが、英米の政治哲学が基礎としている1つの伝統をふまえているのではないだろうか。

「立ち止まるべきポイント」について、テイラーはさらに説明を加えている。これらの「常識」は、しばしば、「自然的」(natural)と思われる望みや目標を引き起こすので、諸見解は、目的論的な説明の「生来の傾向」(inherent tendencies)という用語に類似した役割を果たす。つまり、社会の常識によって、人々が抱く自然な望みや目標がある程度方向づけられるとされる。だから例えば、誰かが「なぜそれをしているのか」と問われたときは、「私の生がそれに立脚している」からと答えるとき、ここが「立ち止まるべきポイント」である。しかし、これが「立ち止まるべきポイント」であるのはなぜか。ある特殊な諸要素(たとえば災害であなたが被害にあった後では、生はあなたにとって無であるとか、名誉無くして生とは何かとか)が示されない限り、「あなたはなぜ生き続けようとするのか」という問いに対して、われわれは答えることはできないからである。自己保存の目的は、あたかも人が「自然的に」のぞむものであるかのように、「生来的な望み」であると思われる。だから「さらなる説明は、不可能で

---

51) *EB*, p.39.



ある」<sup>52)</sup>。以上のような「常識的見解」についてテイラーは述べる。

常識的見解の諸特徴は、ほとんどの人たちが自分たちについて信じていることは何かということのみについて、その根拠をわれわれに提供するのだが、[それをひとつの基礎にして] われわれは、自分たちの日常生活における説明の中に含意されているところの、説明様式がどのようなものであるかを、発見しようとしてきた（[] は筆者挿入）<sup>53)</sup>。

ここにきて、テイラーのこの本のタイトル『行動の説明』の意味が明白になる。「説明」とは、人々の日常生活の中にあるところの、人々の説明枠組み、つまり常識である。しかも常識では「主体性」(agency) が真実であり、「常識的な諸見解」こそが「説明の枠組み」になるのだとされる。したがって彼によれば、「われわれの行動に関する、われわれの常識による理解 (common-sense understanding) と日常言語 (everyday language) の全体的な重さ」は、物理的な出来事に関連づける諸法則で行動を説明しようとする実証主義者のアプローチとは、違っている<sup>54)</sup>。

だからテイラーによれば、前述の「説明の枠組み」は、非目的論的な「基本的な法則」(basic law) の諸用語とは両立しない<sup>55)</sup>。たとえば「サイバネティックス」の場合は、行為を支配する法則は、「非目的論的な法則」、すなわち「より基本的なレベル」(a more basic level) の「何らかの一般理論」(some general law) によって説明されなければならない。しかしながらテイラーからすれば、この非目的論的な「基本的な法則」(basic laws) は、「動き」(movement) を支配する法則であり、「行為」(action) を支配する法則ではない。つまり、「目指し」(direction) の概念を使うことはできない。「行為」は、「行為」を支配する法則でしか説明できない<sup>56)</sup>。

なぜなら、「行為」を支配する法則の基準は次のものである。すなわち「行為」が「行動」の中に描く規則性は、「主体」(agent) の「意図」

---

52) *EB*, pp.39-40.

53) *EB*, p.40.

54) *EB*, p.99.

55) *EB*, pp.40, 100-101.

56) *EB*, p.40.

(intentions) や「目的」(purposes) における規則性に依存する。非目的論の基本的諸法則は、この条件に合わない<sup>57)</sup>。

ここには、非目的論的な一般理論とは異なり、人間の「主体性」が確保されている。つまり目的論的説明には、主体の自由な意図が導入されており、これによって行為が変化するのである<sup>58)</sup>。

## おわりに

これまで述べてきたように、テイラーは個人の主体性を、何よりも重視していた。たしかに、筆者のこの作業は、1964年の『行動の説明』が持っている性質の一面の指摘にすぎない。とくにこの著作は彼の青年期のものであり、しかもかれが当時のすべての力を結集して書いたものでもない。筆者が、他の拙稿で論じたように<sup>59)</sup>、彼は当時、その他のことについても多くの論文を書いており、それらの作品と総合して彼を理解するとき、どのような像になるか、この点の作業はのこっている。

さらに彼の生涯における著作について、時間を追って理解しようとするときも、テイラーの膨大な著作の総合的理解の中で『行動の説明』のもつポジションについて、よく検討する必要があることは当然である。しかし、このような課題を自覚したうえで、筆者の本稿は、前に取り上げた、テイラーの思想が「個人的自律性を完全に破壊」するものであるというデレック・L・フィリップスのような議論に対して重要な疑問を提示する発端にはなるだろう。それが本稿の意味である。

本稿が1964年の『行動の説明』の中に発見したところの、テイラーの個人の主体性論は、やがて、豊かな対話を通じて公共性を模索する「対話

---

57) *EB*, p.41.

58) *EB*, p.44.

59) 拙稿「チャールズ・テイラーとハンガリー事件(1956-1957)(1)」『名古屋大学法政論集』257号、109-136頁、2014年9月；「チャールズ・テイラーとハンガリー事件(1956-1957)(2・完)」『名古屋大学法政論集』259号、113-132頁、2014年12月；「ニューレフト時代のテイラーの理論と政治活動(1)」『名古屋大学法政論集』261号、99-125頁、2015年3月；「ニューレフト時代のテイラーの理論と政治活動(2・完)」『名古屋大学法政論集』262号、177-210頁、2015年6月。

社会」論（1970年）に発展する。このように筆者は考える<sup>60)</sup>。その意味で、本稿における彼の主体性論の確認は重要なものである<sup>61)</sup>。

（謝辞）本稿の作成にあたっては、公益財団法人大幸財団による研究助成を受けている。ここに記して、深い謝意を表明するものである。

---

60) 拙稿「チャールズ・テイラーとカナダ政治（1961-1971）——市民参加と行政の役割」『名古屋大学法政論集』264号、85-116頁、2015年12月。

61) 本稿は、2013年12月に提出した筆者の博士学位（法学）論文「チャールズ・テイラー政治哲学の形成（1956-1970年）」の第3章の一部を基礎として執筆したものである。

